

2024年11月14日

お客様各位

イーキューワールドワイド株式会社

## 欧州向け Import Control System 2 (ICS2)対応について

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別の御高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、EU 税関による入港前セキュリティとして、Import Control System 2 (ICS2)が導入され、適用範囲が海上へも拡大となりました。2024年12月4日より、EU 各国と北アイルランド、ノルウェー、スイス向け、およびこれらの国や地域を経由の全ての貨物が対象となります。

欧州 24 時間ルール(ENS)にてご提出いただいている情報の他に、新たな申告項目が追加されておりますので、下記をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

### 記

【対象貨物】 EU 加盟国、スイス、ノルウェー、北アイルランド向け、およびこれらの国や地域を経由する全ての貨物

【開始日】 11月最終週 CFS カットの本船以降

#### 【追加申告項目】

- ・実際の売主および買主の詳細
- ・EORI 番号
- ・6桁の HS コード(輸入申告に使用する HS コード)
- ・正確かつ詳細な貨物説明\*1
- ・化学品輸送のための ECICS CUS コード (化学品の場合) \*2

\*1 曖昧な表記は避け、6桁の HS CODE に基づいた具体的な品名を記載願います。

以下リンク先にて EU 税関(DG TAXUD)発行の品名表記ガイドラインをご参照いただけます。

[https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2021-03/guidance\\_acceptable\\_goods\\_description\\_en.pdf](https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2021-03/guidance_acceptable_goods_description_en.pdf)

\*2 以下のリンク先にて ECICS CUS コードのデータベースへアクセスいただけます。

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/dds2/ecics/chemicalsubstance\\_consultation.jsp?Lang=en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/ecics/chemicalsubstance_consultation.jsp?Lang=en)

【提出方法】 弊社指定のエクセルフォーム、及び DOCK RECEIPT(ACL)にてご提出ください。

尚、指定エクセルフォーム等その他詳細につきましては決まり次第、改めてご案内致します。

以上